

資 料 編

用語の解説

あ

あんしん歩行エリア

市街地内の交通事故発生割合の高い地区において、歩行者等の通行経路の安全性を、歩行者等を優先する道路構造等によって確保することを目的として、警察庁と国土交通省により指定されたエリアのことです。

案内サイン

駅や公共施設あるいは道路等において、目的の場所までスムーズに移動できるよう、年少者や外国人も念頭に置いた案内標識です。

移動円滑化

各種交通機関や道路などの整備を進め、高齢者や身体障がい者を含めた、あらゆる人々が移動の際の身体的負担を軽くすることにより、今まで以上に安全で円滑・快適に移動できるようにすることです。

移動円滑化の促進に関する基本方針

交通バリアフリー法に基づき、平成 12 年 11 月に国家公安委員会、運輸省、建設省および自治省（当時）が、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進していくために定めた基本的な方針です。

NPO法人

NPO 法人とは、「Non Profit Organization」の略で、福祉や医療、環境保護など広範囲な分野で公益実現を目的に活動する民間非営利組織です。

音声信号機

歩行者用信号機が「青」になったことを、「ピヨピヨやカッコー」といった鳥の鳴き声やメロディで知らせる信号機です。

か

公共交通特定事業

交通バリアフリー基本構想で指定した特定旅客施設にあたる駅などで、エレベーターの設置、段差の解消等バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や一定の基準に適合した車両を購入するなどの事業です。

交通安全特定事業

交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想の中で、音声信号機の設置、道路標識及び道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とするために行う事業です。

交通バリアフリー基本構想

交通バリアフリー法の規定に基づき、移動円滑化の促進に関する基本方針に則して旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために市町村が作成する基本的な構想です。

交通バリアフリー法

交通バリアフリー法の規定に基づき、高齢者や身体障がい者などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成 12 年 5 月に公布し、11 月 15 日に施行された法律で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称です。

高齢化率

総人口に占める老年人口（65 歳以上の人口）の割合のことで、高齢化率 7 % 以上の社会を高齢化社会、その倍の 14 % を超えた社会を高齢社会と表現します。

高齢者

年齢別人口は、0 歳～14 歳を年少人口、15 歳～64 歳を生産年齢人口、65 歳以上を老年人口としており、このうち老齢人口にあたる 65 歳以上を高齢者としています。（65 歳～74 歳を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者と称することもあります。）

こころのバリアフリー

建物、道路など「施設の障壁（バリア）」の他に、偏見や差別、無神経さ、現実を直視しないこころなどから生まれる「こころの障壁（バリア）」があります。施設のバリアフリー整備の不完全さを補う、ちょっとした心遣い、気配りを行うことをこころのバリアフリーとして進めます。

さ

重点整備地区

交通バリアフリー基本構想で指定した特定旅客施設を中心とした徒歩圏（概ね 500m～1km の範囲）において、高齢者・障がい者等が日常利用している公共施設・商業施設等が立地し、バリアフリー化を図ることが必要と考えられる地区です。

障がい者用押しボタン（付き信号機）

高齢者や視覚障がい者が安全に安心して横断歩道を渡れるように、押しボタンのある信号機です。ボタンを押すと、高齢者が安全に渡れるよう歩行者用青信号が通常より長くなります。また、視覚障がいの方には青信号の時間を音で知らせます。

た

多目的トイレ

障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している方）や乳幼児用ベビーベッド等を備えたものです。

低床バス（ノンステップバス等）

乗降を容易にするために、床面を低くしてあるバス。車椅子のまま乗れるように昇りリフトや乗降口にスロープを装備したバスで、乗降口と車内の床面に段差がないノンステップバスもあります。

道路特定事業

交通バリアフリー基本構想で指定した重点整備地区において、公共施設、商業施設、その他の施設までの移動に利用する経路について実施する歩道の改良や案内標識の設置、その他バリアフリー化のために必要な事業です。

特定経路

駅等の特定旅客施設から、公共施設、商業施設、その他の施設までの移動の際に利用する経路のことです。

特定車両

交通バリアフリー法及び関連する法律等の基準に適合したバス等です。

特定旅客施設

交通バリアフリー基本構想で指定した、1日の利用客が5,000人以上の駅等の施設です。

な

ノーマライゼーション

障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できうる限り健常者の生活と同じように営めるようにすることです。これは障がい者や高齢者に関わらず、あらゆる人が共に生活できるような社会にすることです。

は

ハートビル法

高齢者や身体障がい者等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称です。

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、全ての障壁を除去する考え方です。

PDSサイクル

業務を遂行する上で、計画を立案して（PLAN）、実行し（DO）、そして結果を評価して改善する（SEE）という継続的な改善活動を行う方法で、これらを効率的に循環させ業務を推進することで、3つの頭文字をとって「PDSサイクル」といいます。

北海道福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方等身体上の制限を受ける人々が、建物、道路、公園などの公共的施設や鉄道、バスなどの公共交通機関を円滑に利用できるよう、平成10年4月から「北海道福祉のまちづくり条例」が施行されています。

また、公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、道民の幅広い参加による共に生きる社会づくり（地域福祉の推進）の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフト両面から総合的に福祉のまちづくりを進める観点に立ち、平成 15 年 8 月に条例が改正されています。

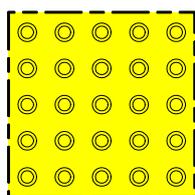
や

誘導ブロック

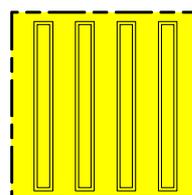
視覚障がい者が歩行する際、主に足の裏の触覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックのことで、道路及び沿道に関するある程度の情報を伝えるもので、点字ブロックともいいます。

平行する線状の突起をその表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、視覚障がい者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとします。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとします。

点状の突起をその表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、視覚障がい者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとします。



【点状ブロック】



【線状ブロック】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方です。

江別市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号。以下「法」という。)第6条第1項に基づく江別市交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、法第6条第4項に基づく協議を行う機関として、江別市交通バリアフリー基本構想策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) 重点整備地区の設定に関すること。
- (3) 移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 公共交通事業等に従事する者 5人以内
 - (3) 道路管理者等 2人以内
 - (4) 公安委員会に従事する者 1人
 - (5) 市民団体等の活動に従事する者 4人以内
 - (6) 行政機関等に従事する者 6人以内
- 2 委員の任期は、平成17年10月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 策定委員会は必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月22日から施行する。

江別市交通バリアフリー基本構想策定委員会

平成17年4月1日以降

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	北海道大学大学院工学研究科交通システム工学講座	教授	佐藤 馨一
	北海道浅井学園大学人間福祉学部	教授	佐藤 克之
公共交通事業者	北海道旅客鉄道(株)総合企画本部経営企画部	主幹	小澤 直正
	ジェイ・アール北海道バス(株)営業部	課長	浅利 豊
	北海道中央バス(株)札幌事業部	係長	中川原 清行
	夕張鉄道(株)営業部	部長	西川 康夫
	札幌第一観光バス(株)江別営業所	所長	永山 肇
道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部道路維持課	課長	棚瀬 則男
	北海道札幌土木現業所事業部道路建設課	課長	佐野 修
公安委員会	北海道札幌方面江別警察署交通課	課長	佐竹 修二
市民団体	江別市高齢者クラブ連合会	会長	斎藤 正美
	江別身体障害者福祉協会	会長	吉田 要
	江別市立保育園連合父母の会	会長	小野田 清
	NPO法人ぷらいむほっと	理事長	杉岡 俊彦
行政	国土交通省北海道運輸局交通環境部消費者行政課	課長	秋本 正夫
	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局総務企画課	課長	古屋 武
	北海道石狩支庁地域政策部地域政策課	課長	細野 敏彦
	江別市建設部	部長	丸山 隆二
	江別市健康福祉部	部長	宮内 清
	江別市経済部	部長	久保 泰雄

江別市交通バリアフリー基本構想策定委員会

平成16年12月1日～17年3月31日

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	北海道大学大学院工学研究科交通システム工学講座	教授	佐藤 馨一
	北海道浅井学園大学人間福祉学部	教授	佐藤 克之
公共交通事業者	北海道旅客鉄道(株)総合企画本部経営企画部	主幹	鈴木 智之
	ジェイ・アール北海道バス(株)営業部	副部長	鈴木 康之
	北海道中央バス(株)札幌事業部	次長	須貝 進
	夕張鉄道(株)営業部	部長	西川 康夫
	札幌第一観光バス(株)江別営業所	所長	永山 肇
道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部道路維持課	課長	今福 守
	北海道札幌土木現業所事業部道路建設課	課長	岡田 恭一
公安委員会	北海道札幌方面江別警察署交通課	課長	佐竹 修二
市民団体	江別市高齢者クラブ連合会	会長	斎藤 正美
	江別身体障害者福祉協会	会長	吉田 要
	江別市立保育園連合父母の会	会長	小野田 清
	NPO法人ぷらいむほっと	理事長	杉岡 俊彦
行政	国土交通省北海道運輸局交通環境部消費者行政課	課長	蛭名 博明
	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局総務企画課	課長	村上 宏行
	北海道石狩支庁地域政策部地域政策課	課長	長谷川 健一
	江別市建設部	部長	斎藤 勝幸
	江別市健康福祉部	部長	宮内 清
	江別市経済部	部長	久保 泰雄

江別市交通バリアフリー基本構想策定研究会設置要領

(設置)

- 1 江別市交通バリアフリー基本構想策定委員会へ、江別市交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)策定に関する意見、提案等を提出するため、江別市交通バリアフリー基本構想策定研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(組織)

- 2 研究会は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 学識経験者 1人
 - (2) 公共交通事業等に従事する者 5人以内
 - (3) 道路管理者等 4人以内
 - (4) 公安委員会に従事する者 1人
 - (5) 市民団体等の活動に従事する者 4人以内
 - (6) 行政機関等に従事する者 8人以内
- 3 委員の任期は、平成17年10月31日までとする。

(座長)

- 4 研究会の座長は、学識経験者をもって充てるものとする。
- 5 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 6 研究会は、必要に応じて座長が招集する。
- 7 研究会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 8 研究会の庶務は、企画政策部企画課において行う。

(補則)

- 9 この要領に定めるもののほか、研究会の運営等に必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月9日から施行する。

江別市交通バリアフリー基本構想策定研究会

平成17年4月1日 以降

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	北海道浅井学園大学人間福祉学部	教授	佐藤 克之
公共交通事業者	北海道旅客鉄道(株)総合企画本部 経営企画部	主幹	小澤 直正
	ジェイ・アール北海道バス(株)営業部輸送課	係長	松浦 悟
	北海道中央バス(株)札幌事業部	営業主任	荒井 征人
	夕張鉄道(株)野幌営業所	所長	井筒 國雄
	札幌第一観光バス(株)江別営業所	所長	永山 肇
道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 道路維持課交通管理係	係長	今村 教雄
	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 岩見沢道路事務所維持課交通管理係	係長	達 智行
	北海道札幌土木現業所事業部道路建設課都市整備係	係長	本間 幸裕
	北海道札幌土木現業所当別出張所	主査	高橋 建成
公安委員会	北海道札幌方面江別警察署交通課企画規制係	係長	山田 昌志
市民団体	江別市高齢者クラブ連合会	理事	鈴木 進
	江別身体障害者福祉協会	理事	千葉 清
	江別市立保育園連合父母の会	会長	小野田 清
	NPO法人ぶらいむほっと	理事	石井 直樹
行政	国土交通省北海道運輸局交通環境部消費者行政課	専門官	城 賢次
	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局輸送課旅客係	係長	砂田 弘一
	北海道石狩支庁地域政策部地域政策課	主査	川村 朱美
	江別市企画政策部都市計画課	課長	村中 正志
	江別市建設部(都市建設課)	次長	鈴木 俊和
	江別市建設部都心整備課	課長	西村 晃一
	江別市健康福祉部福祉課	課長	菊地 卓
	江別市経済部(駅周辺再開発担当)	参事	田中 繁喜

江別市交通バリアフリー基本構想策定研究会

平成16年12月16日～17年3月31日

(敬称略)

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	北海道浅井学園大学人間福祉学部	教授	佐藤 克之
公共交通事業者	北海道旅客鉄道(株)総合企画本部 経営企画部	主幹	鈴木 智之
	ジェイ・アール北海道バス(株)営業部輸送課	係長	伊藤 秀明
	北海道中央バス(株)札幌事業部	営業係長	中川原 清行
	夕張鉄道(株)野幌営業所	所長	井筒 國雄
	札幌第一観光バス(株)江別営業所	所長	永山 肇
道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部道路維持課交通管理	係長	寺岡 伸幸
	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部当別道路維持事務所	主任	大工 秀樹
	北海道札幌土木現業所事業部道路建設課都市整備係	係長	道脇 正則
	北海道札幌土木現業所当別出張所	主査	高橋 建成
公安委員会	北海道札幌方面江別警察署交通課企画規制係	係長	鎌倉 功
市民団体	江別市高齢者クラブ連合会	理事	鈴木 進
	江別身体障害者福祉協会	理事	千葉 清
	江別市立保育園連合父母の会	会長	小野田 清
	NPO法人ぶらいむほっと	理事	石井 直樹
行政	国土交通省北海道運輸局交通環境部消費者行政課	専門官	城 賢次
	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局輸送課旅客係	係長	砂田 弘一
	北海道石狩支庁地域政策部地域政策課	主査	川村 朱美
	江別市企画政策部都市計画課	課長	村中 正志
	江別市建設部都市建設課	課長	米山 忠夫
	江別市建設部都心整備課	課長	鈴木 俊和
	江別市健康福祉部(障害福祉担当)	参事	菊地 卓
	江別市経済部(駅周辺再開発担当)	参事	田中 繁喜